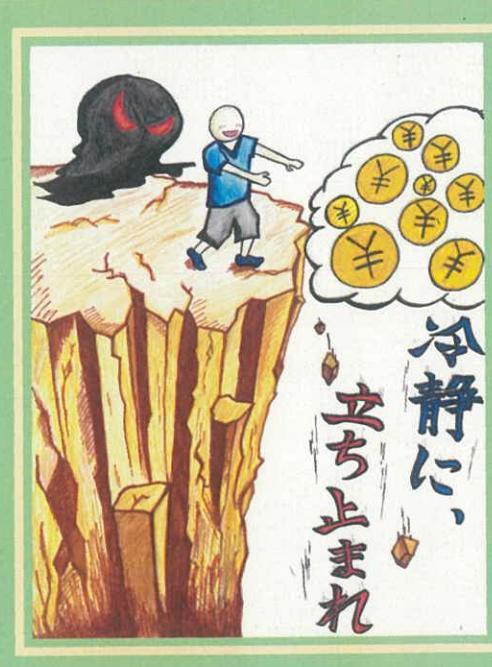
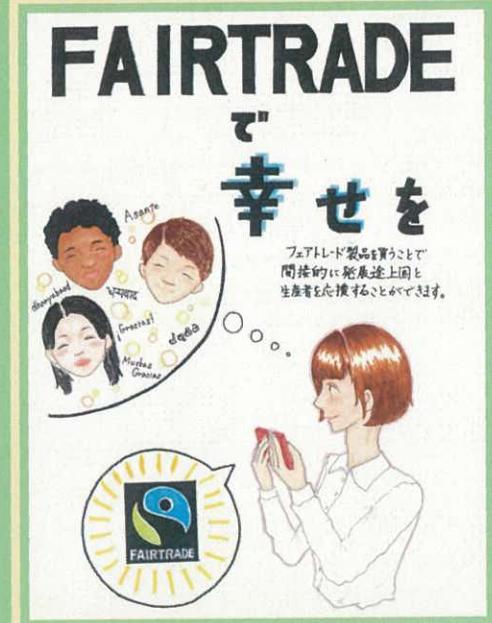


奈良県中学校家庭科教材

消費生活ワークブック

～消費者市民社会をめざして～



中学校 年 組 番 氏名：

目次

はじめに	2
商品の購入と選択 フェアトレードとは？	
I Tシャツを選ぼう	3～4
II 私たちの消費生活	
1.消費者としての自覚を持とう	5
2.販売方法と支払い方法について	6
3.お金の管理	7～8
III 消費者トラブルの実態	
1.消費者トラブルとは？	9
2.消費生活相談件数と被害額	9
3.消費者トラブルの事例	9～13
事例1:オンラインゲーム	9
事例2:架空請求	10
事例3:フィッシングメール	10
事例4:ワンクリック請求	10
事例5:インターネット通販	11
事例6:SNS	
によるさまざまな勧誘	12
事例7:キャッチセールス	12
事例8:マルチ商法	13
4.トラブル解決の方法	12
クーリング・オフの手順	13
クーリング・オフ通知を書こう	14
IV よりよい消費生活をめざして	
1.消費者を守る法律と相談機関	15
2.消費者の権利と責任	16
3.消費者市民社会をめざして	17～18

表紙：令和2年度「消費者教育・啓発ポスターコンテスト」
入賞作品（奈良県内高校生の作品）

サンテンドー Sandwich

『サンテンドー Sandwich』は、8回の取引実績を持つ△△さんから出品されました。家庭用ゲーム本体/エンタメ・ホビーの商品で、東京都から2～3日で発送されます。

出品者	○○○
カテゴリー	テレビゲーム
商品の状態	新品、未開封
配送料負担	送料込み
配送の方法	未定
配送元地域	東京都
発送日目安	2～3日で発送

¥34,000 (税・送料込み)

以下お読みいただき、入札をお待ちします。

【商品の説明】

商品名：参天堂 Sandwich
ゲームソフトをセット
ブランド・メーカー：参天堂

【商品の説明】

使用状況：新品未使用・未開封
ゲーム本体と

【その他】

不明点はご質問ください。
手元にありますので、
お手続き次第発送可能です。

Santendo Sandwich
Game Soft
参天堂
サンテンドウ
サンテンドー^①
サンテンドーサンドウィッチ
参天堂サンドウィッチ
参天堂 Sandwich
サンテンドウ Sandwich
サンテンドウサンドウィッチ
Santendo Sandwich
Game Soft
※本商品は外箱のみであり、本体は付属しません。
参天堂
サンテンドウ
サンテンドー^②
サンテンドーサンドウィッチ
参天堂サンドウィッチ
参天堂 Sandwich
Santendo Sandwich
Game Soft
参工社

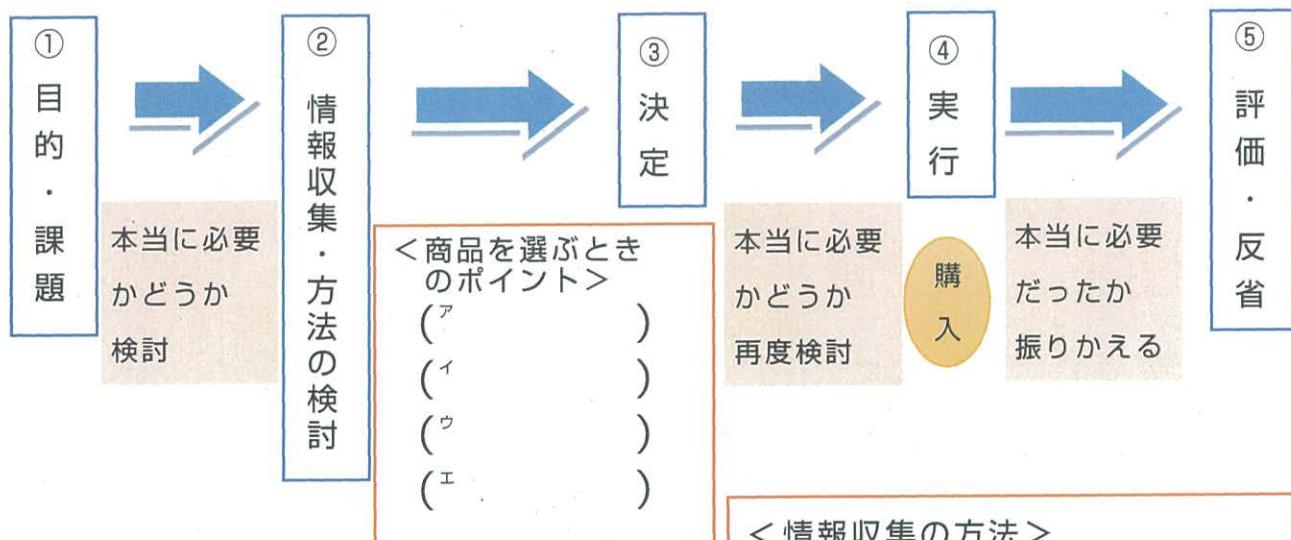
人気ゲーム機の「箱だけ」を高額で販売
フリマアプリ会社がユーザーに注意喚起
フリマアプリ会社はゲーム機の「箱だけ」や「写真だけ」が、ゲーム機本体と誤認するような説明文・価格で出品するケースがあるとし、対策を強化するとともに、ユーザーに注意を呼び掛けた。

-1-

はじめに

商品の選択と購入

<意思決定のプロセス>



<情報収集の方法>

- ・友だちや家族等
- ・TV、CM
- ・インターネット
- ・販売員の説明
- ・パンフレットやカタログ
- ・商品についている表示やマーク
- ・公的機関の情報誌
- ・雑誌や新聞の記事や広告など



国際フェアトレード認証ラベル

“フェアトレード (Fair Trade) =公正な取引”とは？

開発途上国の原材料や製品を、「適正な価格」で「継続的」に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支える仕組み。生産地では、不当に低い賃金のため人々は貧困状態から抜け出せず、児童労働が問題となっている。このような状況を変えるための国際的な取り組みがすすんでいる。

フェアトレード商品には、チョコレート、コーヒー、紅茶、スパイス、ハーブ、コットン製品(Tシャツ等)などがある。フェアトレード基準を満たした製品には、認証ラベルがつけられており、世界130カ国で流通している。私たちがフェアトレード商品を購入することで途上国と生産者を支援することができる。フェアトレード商品をお店で探してみよう！

I. Tシャツを選ぼう

☆各班のプレゼンテーションを聞いて、Tシャツの特徴を箇条書きで書きなさい。
また、各班のプレゼンテーションについての各項目の評価を、A・B・Cに○をつけなさい。

商品番号 (発表順 も同じ)	Tシャツの 写真	班	Tシャツの特徴 (このTシャツのセールス ポイントと思う特徴を 2つ以上記入しよう)	ポスターはわ かりやすかっ たか。	プレゼンに工 夫があつた か。	選択に必要な 情報は得られ たか。
1				A B C	A B C	A B C
2				A B C	A B C	A B C
3				A B C	A B C	A B C
4				A B C	A B C	A B C
5				A B C	A B C	A B C
6				A B C	A B C	A B C

☆あなたが選ぶとしたらどのTシャツを選びますか？Tシャツの番号を書きなさい。

☆そのTシャツを選んだ基準は何ですか？次の表から3つ選び、○をつけましょう。

その3つのうち最も重視した条件に○をつけましょう。

値段	販売方法	原産国	素材	
支払い方法	機能性	デザイン・色柄	環境への配慮	
取り扱い方法 (手入れ方法)	その他	その他の内容を具体的に書こう。		

☆あなたが、そのTシャツを選んだ理由を、文章で説明しましょう。

☆友達の意見を聞いて、もう一度そのTシャツでよかったですか再考してみましょう。

なぜそう思ったか書きましょう。

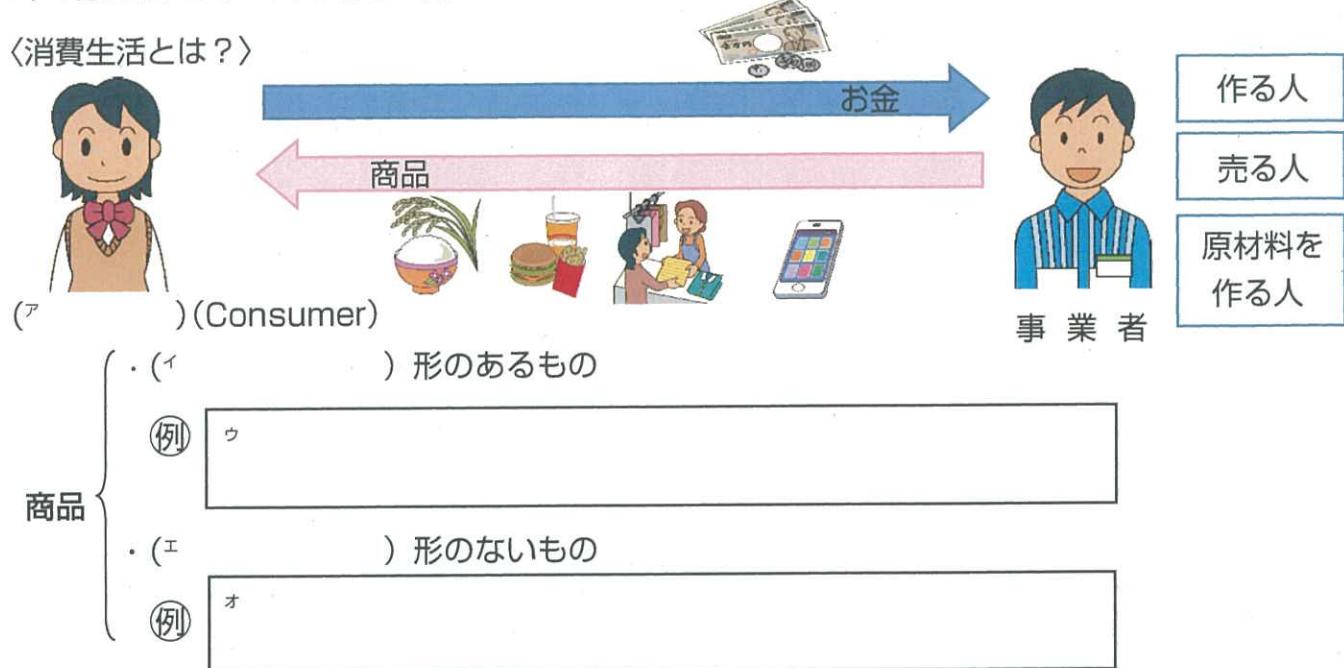
<自己評価>

- 大きな声でわかりやすくプレゼンできましたか。(A・B・C)
- 発表はしっかり聞くことができましたか。(A・B・C)
- しっかり考えてTシャツを選択できましたか。(A・B・C)
- 「Tシャツを選ぼう」の授業を終えて、考えたことや感想やさらにこれから的生活にどう生きようと思うかを書きなさい。

II. 私たちの消費生活

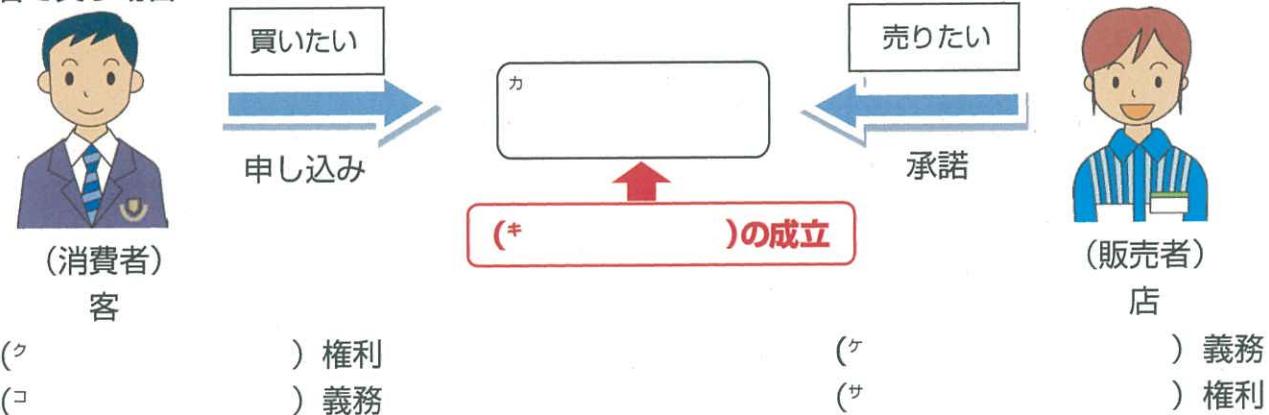
1. 消費者としての自覚を持とう

〈消費生活とは?〉

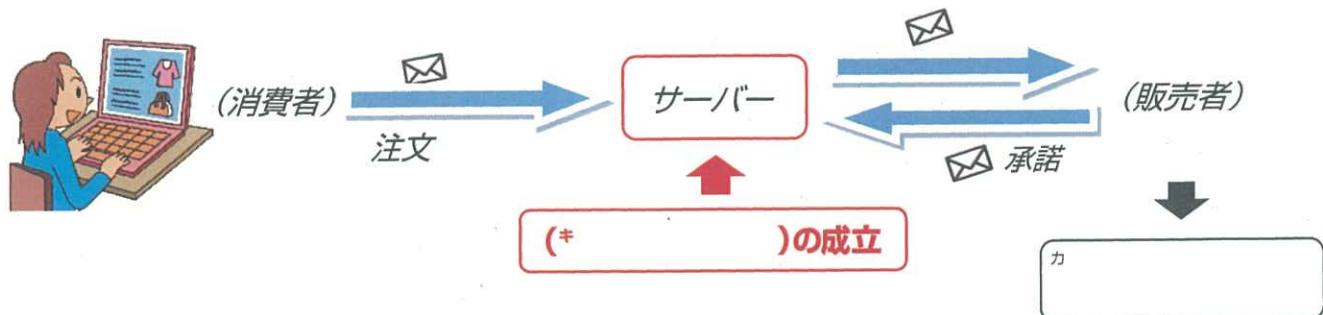


〈消費生活と契約〉

●店で買う場合



●インターネット通信販売で買う場合



メールがサーバーに到着したら、開いてなくても、契約が成立する。

- ☆契約とは(ア)なので、
 (イ)は、できない。
- ☆未成年者が法定代理人(保護者)の同意を得ないで行った契約は(ウ)。
 (ただしお小遣い程度や結婚している場合や 20 歳以上と偽ったりした場合などは取り消すことができない。) ☆☆2022 年 4 月から成年年齢が引き上げられて 18 歳になります。
- ☆法律で契約書作成が定められていたり、後のトラブルを防ぐために契約書を作成する場合があるが、基本は(エ)で契約は成立する。

2. 販売方法と支払い方法について

〈販売方法〉

	店舗販売	無店舗販売
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・(オ) ・(カ) ・(キ) ・(ク) ・(ケ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(コ) ・(サ) ・(シ) ・消費生活協同組合の共同購入等 ・移動販売 ・展示会販売 ・フリーマーケット、バザー
特徴	<p>〈プラス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 <p>〈マイナス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間内しか購入できない。 	<p>〈プラス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ス) ・(セ) <p>〈マイナス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ソ) ・(タ) ・(チ) ・(ツ)

II. 私たちの消費生活

3. お金の管理



新しいゲームが
欲しいな。
でも、今持っている
お金では足りない。
どうしよう？



遊園地に行くために
ためていたお金を
使っちゃおうか？

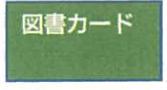
あなたなら
どうしますか？



お母さんに
おこづかいを前借り

お父さんにクレジット
カードで買ってもらえば
いいんじゃない？

☆さまざまな支払い方法の特徴を考えてみよう

支払い方法	(ア)	(イ)	(ウ)
特徴	前もってプリペイドカードや券を買つておいたり、事前にお金をチャージしておく。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。	商品購入時に現金を支払ったり、銀行口座から即時にお金が引き落とされる。
種類	〈チャージ式電子マネー〉   交通系電子マネー プリペイド型電子マネー 〈プリペイド型カード〉   プリペイドカード 電子マネー(ギフトカード)	〈クレジットカード〉   * 公共料金やスマートフォンの利用料金（使った分を次月に払う） * コンビニ後払い	〈デビットカード〉   〈現金〉 
プラス面	・毎回、現金を用意しなくて済む。 ・事前に入金額を自分で設定できるので、使い過ぎを防げる。（クレジットカードから自動入金される機能がついているものもあるので注意）	・手持ちの現金や使用口座の残高がなくても、限度額までなら買い物ができる。	現金：使い過ぎになりにくい デビットカード：会計後すぐに銀行口座から引き落とされるので、わかりやすい。 口座名義人のみ使用できる。
マイナス面	・使用範囲が限定される。 ・誰でも使用可能なので、紛失すると他人に使われる可能性がある。	・使用範囲が限定される。 ・使い過ぎことがある。 ・クレジットカード会社の審査があり、収入や年齢の制限によって利用できないことがある。 ・分割払いや、リボ払いの場合、手数料がかかる。 ・年会費がかかることがある。	現金：毎回用意しなくてはならない。 デビットカード：使用範囲が限定される。銀行口座に残金がなければ使用できない。

スマホ決済アプリ：スマホ決済アプリは、アプリごとにそれぞれ支払い方法が異なります。事前にチャージして使う前払い式のものや、クレジットカードと連携するものなどいろいろあるので、きちんと規約を読んで、仕組みを理解したうえで使うことが大切です。

- ・非接触型決済（非接触型IC決済）…Suica, Edy, QUICPayなど
- ・QRコード（バーコード）決済…PayPay、LINEPay、auPayなど

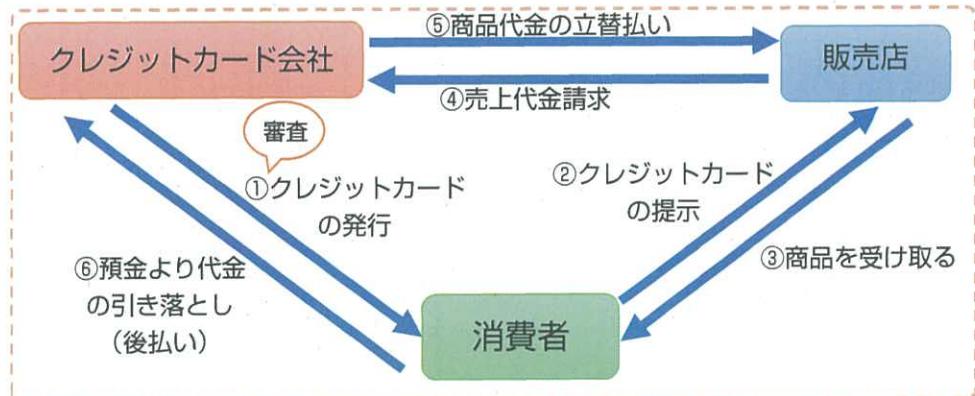


☆新しいお金の払い方

近年新しいお金の払い方が登場しています。電子マネー、クレジットカードやスマホ決済など、現金を使わずに支払うことを（ア）
と言います。（ア）は便利ですが、怖い面もあります。
(ア)のいいところ、注意点を考えてみよう。

いいところ	注意点
イ	ウ

☆クレジットカードの仕組み



クレジットカードの「クレジット」は（イ）という意味で、消費者を（エ）して、クレジットカード会社が立替払いを行い、消費者は後からクレジットカード会社に返済するという契約の仕組みです。これを（オ）契約と言います。

クレジットカードの利用は、（カ）と同じです。目に見えないお金の管理は難しいですが、いくら使い、いくら残っているか把握し、計画的に使うことが必要です。

☆その他様々なカード

- ・キャッシュカード：銀行等の自動現金支払機（ATM）で使えるカード
- ・メンバーズカード：その店の会員カード。様々な特典が付くことが多い。（ポイントカード等）

〈自己評価〉

- 今日の授業に積極的に参加できましたか。（A・B・C）
- 今日の授業は理解できましたか。（A・B・C）
- 今後消費生活を行ううえで気をつけようと思うことや大切だと思うことを書きましょう。

III. 消費者トラブルの実態

1. 消費者トラブルとは？

(ア)と消費者、または消費者間の取引において発生するトラブルを「消費者トラブル」といいます。その中で消費者が、損害・危害を受けることを(イ)といいます。業者が、消費者をだましたり脅したり、十分に考える時間を与えなかったなど、冷静な判断ができないようにして契約させる悪質な売り方を(ウ)商法といいます。

2. 消費生活相談件数と被害額（2019年度）：消費生活相談から消費者トラブルがわかる

全 国の 1年間の相談件数	約 (エ) 件
奈良県の 1年間の相談件数	約 (オ) 件

消費生活センターに
相談するのは一部の人。
実際のトラブルは
もっと多い！

消費者被害(全国)の 1年間の推計額は？ 約 (カ) 円

<相談の多い商品・サービス>

20歳未満(相談件数 約 22,000 件)

	商品・役務等	件数
1位	デジタルコンテンツ	5,856
2位	他の化粧品	2,621
3位	他の健康食品	2,459
4位	商品一般	815
5位	基礎化粧品	751

20歳代(相談件数 約 75,000 件)

	商品・役務等	件数
1位	デジタルコンテンツ	9,800
2位	不動産賃借	5,786
3位	商品一般	3,501
4位	エステティックサービス	3,180
5位	フリーローン・サラ金	2,488

問1：20歳未満と20歳代の相談内容の違いは？

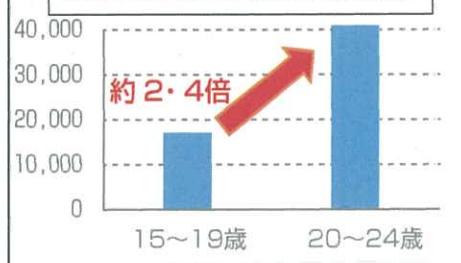
キ

問2：なぜ成人直後の相談件数が多くなるのか？

- ・(ク) ができなくなるから
- ・(ケ) を狙う悪質事業者がいるから

令和2年版消費者白書より

契約当事者が成人前後の相談件数



3. 消費者トラブルの事例

事例1 オンラインゲーム



無料のゲームでもゲームを楽しむためのアイテムなどは有料の場合がある。

保護者のクレジットカードで支払う場合、知らず知らず使い過ぎてしまうことがある。

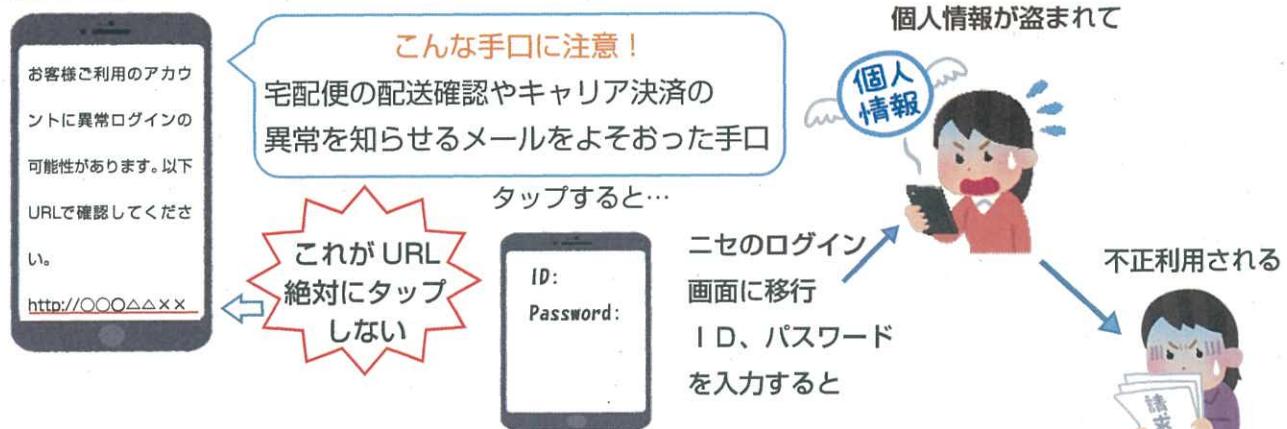
保護者と話し合い、課金方法や、時間等ルールを決めよう。



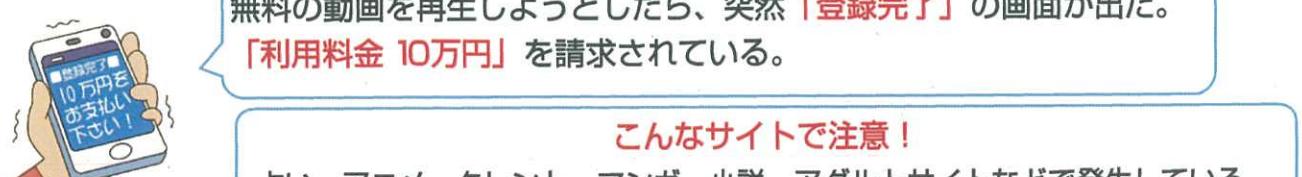
事例2 架空請求…突然送られてくる覚えのない請求



事例3 フィッシングメールに気をつけて



事例4 ワンクリック請求に注意



- () ①タップした責任があるので支払う
- () ②間違えたことを相手に連絡する
- () ③契約は成立していないと相手に連絡する
- () ④何もしないで様子を見る
- () ⑤消費生活センターに相談する

(理由) ⁷

身に覚えのない請求への対応ポイント

イ

ウ

エ

III. 消費者トラブルの実態

事例5 インターネット通販のトラブル

1. 健康食品の定期購入



ダイエット食品がお試しで500円だったので、申し込んだ。1回だけのつもりが、4ヶ月分購入が条件で2回目以降は1個4,000円。合計12,500円払わないといけなかった。

注文時の注意点：

([?])には理由がある。サイト内のすみずみまで (¹) をみて (²) 条件と (¹) 条件を確認しよう。

2. ニセサイト・詐欺サイト

ブランドもののスニーカーの購入を申し込んだが商品が届かない。

本物

<https://www.○×▲online-shop.co.jp>
○×▲online shop



30,000 円

会社概要
会社名：○×▲online shop
住所：東京都○○区××1-1
連絡先：000-0000-0000

偽物

<http://www.○×▲online-shop.com>
○×▲online shop



会社概要
会社名：○×▲online shop
住所：東京都○○区××1-1

本物のサイトをコピーしており、見分けがつかないことがある。

チェックポイント：

- URLがあやしくないか。
- 異常に値引きされていないか。
- 代金の支払い先があやしくないか。
(個人名になっていないか)
- 支払が前払いのみではないか。
- 記載の電話番号は実際に通じるか。

3. フリマアプリ

フリマアプリで、格安のゲーム機を購入した。
写真にはなかったキズや汚れがある。



注文時の注意点：

フリマアプリは ([?])。アプリ業者は ([?]) を提供しているだけ。取引には直接関与しない。([?]) の度合いが強い。

◎インターネット通販の契約成立の要件

契約を成立するために業者には以下の表示義務があります。

契約内容の明確な表示

契約確認画面を設ける

承諾画面表示・承諾通知送信

◎インターネット通販のトラブルを避けるには…

注文前 <信用性を確認>
信用できる会社か?
会社概要と連絡先を確認
商品は希望通りか?

注文時 <表示を確認>
返品・交換・支払い条件
を確認する
注文の内容を保存する

商品到着時 <商品を確認>
注文通りか?
壊れていないか?
何かあればすぐに販売店に連絡



日本通信販売協会の会員の証
会社を選ぶ目安になります。

注意：通信販売には、クーリング・オフ制度はない。

返品できるか確認しよう！

事例6 SNSによるさまざまな勧誘

SNSで知り合った相手からアイドルのライブチケットを譲ってもらうことになり、代金4万円を指定通りに支払った。



お金を払ってもチケットを受け取ることができず連絡がつかなくなるトラブルが多い。

直接会うと危険な目にあうかもしれません。
SNSの情報だけで判断しないようにしよう。

簡単に儲かるビジネスの情報商材、マルチ商法、出会い系サイトなどに勧誘されることもある。

事例7 キャッチセールスのトラブル



街角で呼び止めて、その場で勧誘したり、店や営業所等に連れ込んで契約をさせる販売方法

○夫君が街を歩いている時に、「タレントになりませんか？」とスカウトされました。話を聞いているうちに、タレントになるためのレッスン料と写真撮影の契約をしてしまいます…。

①なぜ契約してしまったのか？

ア

②販売員の説明で怪しいところはどこか？

イ

③トラブルにあわないためにはどうしたらいいか？

ウ

④契約した後で、やめたい時はどうすればいいか？

エ

4. トラブル解決の方法

消費生活センターに相談

消費者ホットライン（[オホツコ](#)）

未成年者取消

未成年者が、保護者などの同意を得ないでした契約は、取り消すことができる。ただしおこづかいの範囲内や「成人である」とウソをついた契約、結婚している場合等は取り消しできない。

クーリング・オフ

クーリング・オフとは、（クーリング・オフ）という意味で、一定期間内であれば消費者から一方的に（クーリング・オフ）で契約を解除できる制度である。（クーリング・オフ）販売や電話勧誘販売など突然勧説されて契約をしてしまった場合や、連鎖販売取引（マルチ商法）、エステや学習塾などの継続的役務等の取引で契約した場合にこの制度が適用される。期間は、販売方法によって決まっている。（P13参照）



III. 消費者トラブルの実態

クーリング・オフの手順

販売会社宛（クレジット契約をした場合はクレジット会社も）に通知を出す

- 1 はがきなどの書面に契約解除の内容について記入する。
- 2 必ず、はがきの両面をコピーして、保管する。
- 3 はがきを**特定記録郵便**又は**簡易書留**で送る。
受領証を保管しておく。

通知書

..ミス

クーリング・オフの効果

無条件解約とは？

- ◆ 支払った代金は返される
- ◆ 受け取った商品は事業者負担で返品できる（着払いOK）
- ◆ 解約料等を支払う必要はない

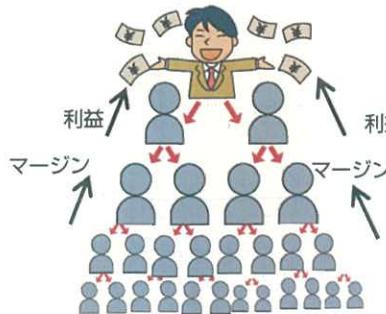
クーリング・オフできる販売方法と期間（契約書を受け取った日から）

訪問販売	電話勧誘販売	訪問購入
アポイントメントセールス、 キャッチセールス 家庭訪販など	健康食品、教材 利殖商法など	押し買い（貴金属など）
8 日間	8 日間	8 日間
特定継続的役務提供	連鎖販売取引	業務提供誘引販売取引
エステ、語学教室、学習塾、 家庭教師、パソコン教室、 結婚相手紹介サービス、 一部の美容医療	マルチ商法、 ネットワークビジネスなど	サイドビジネス商法、 モニター商法など
8 日間	20 日間	20 日間

*上記の販売方法・期間でも、3千円未満の現金払いや消耗品を使用した時など、クーリング・オフができない場合がある。わからない時は、消費生活センターに相談するとよい。

*私たちがよくする買いで、クーリング・オフできないのは？（ア ）と（イ ）

事例8 マルチ商法



始めの資金は学生ローン
で借りたらいいのよ

友だちをどんどん誘えば
ローンなんて
すぐ返せるよ

「知人や友人を誘って会員にす
ると利益が出る」と、健康食品
や投資ソフト等の販売組織に勧
誘される。「ネットワークビジネ
ス」と説明されることもある。
SNSで知り合った人から勧誘さ
れることもある。

成人したら勧誘が増えるので注意！簡単にもうかる方法はこの世にはない。気をつけよう！

クーリング・オフ通知を書こう（事例7 キャッチセールス）

領収書兼売買契約書

あなたの名前 _____ 様 _____ ××年 ×月 ×日

金 200,000 円

タレントレッスン6か月分及び写真撮影料として 200,000 円
頭金 1万円 受取済み

〒111-1234 東京都千代田区○○町1丁目

株式会社アクトクプロダクション 代表取締役 ×山×郎 担当者 △山○太郎

郵便はがき

セ

ソ

タ

特定記録郵便

契約解除通知書

契約年月日 年 月 日

商品名 エ

契約金額 オ 円

販売会社 カ

担当者氏名 キ

上記日付の契約は解除します。
つきましては、支払い済みの ク 円を
返金してください。

年 月 日(記入日)

(契約者)住所 シ

(契約書)氏名 ス

<自己評価>

- 今日の授業に積極的に参加できましたか。 (A・B・C)
- 消費者トラブルを防ぐためにはどうしたらよいか理解できましたか。 (A・B・C)
- 考えたことや感想や、どのようにこれから的生活に活かそうと思うかを書きなさい。

[]

IV. よりよい消費生活をめざして

1. 消費者を守る法律と相談機関

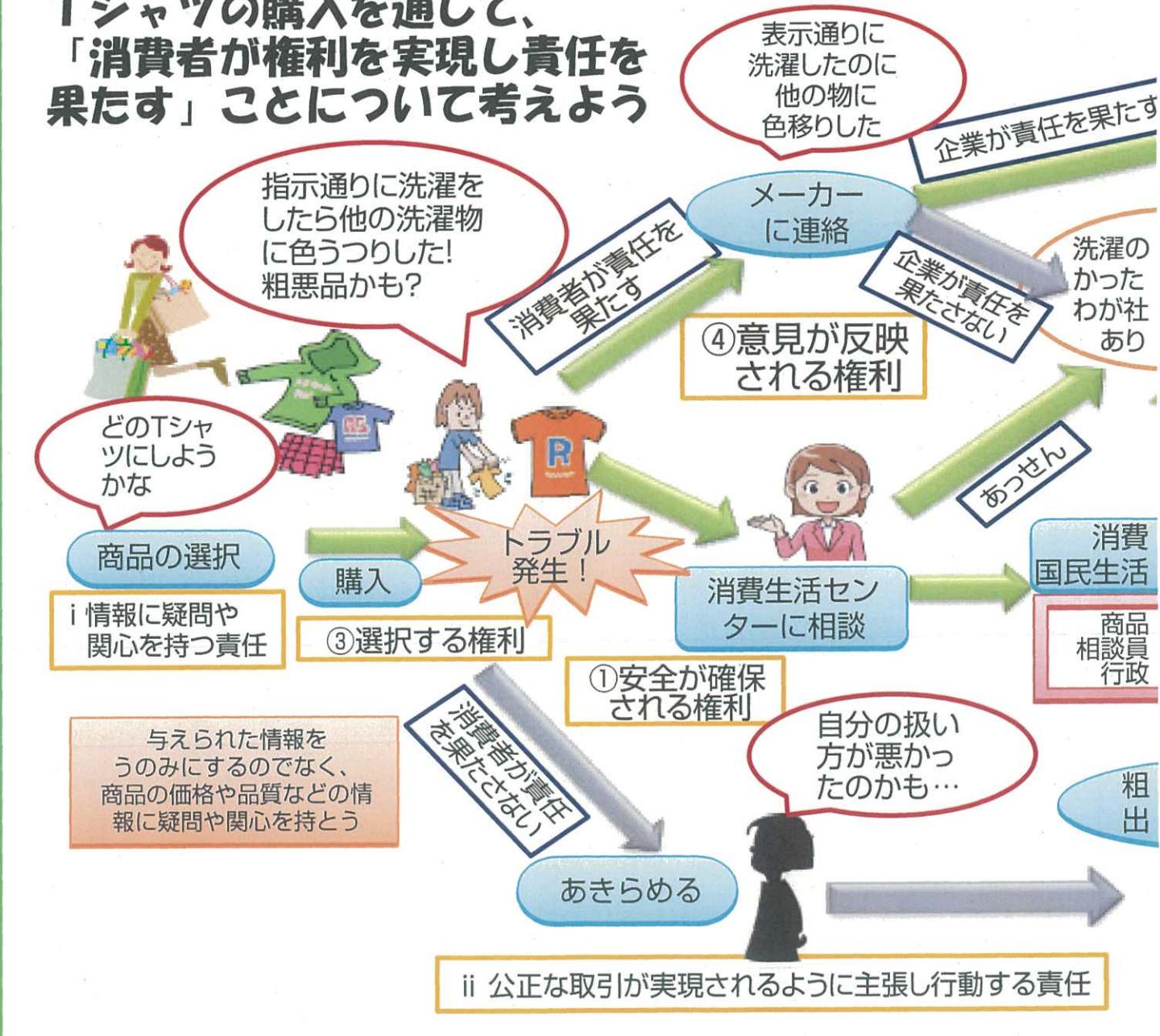
- ア) 法 …… イ _____ 年に改正された消費者の権利の尊重と消費者の自立の支
ウ) 法 …… 消費者と事業者が結ぶ契約に適用され消費者に著しく不利になる
エ) 法 …… 製品の欠陥による損害賠償について定めたもの
オ) 法 …… 訪問販売などについてのルールやクーリング・オフ制

●各地の消費生活センターに寄せられた情報を集約して調査、分析し、各省庁への指導や勧告を行う…

●消費者からの相談に応じたり、消費者への情報提供、苦情処理、商品テストなどを行う機関

- * キ) センター …… 独立行政法人として、国民生活に関する情報の提供、調査研究、
* ウ) センター …… 地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関

Tシャツの購入を通して、「消費者が権利を実現し責任を果たす」ことについて考えよう

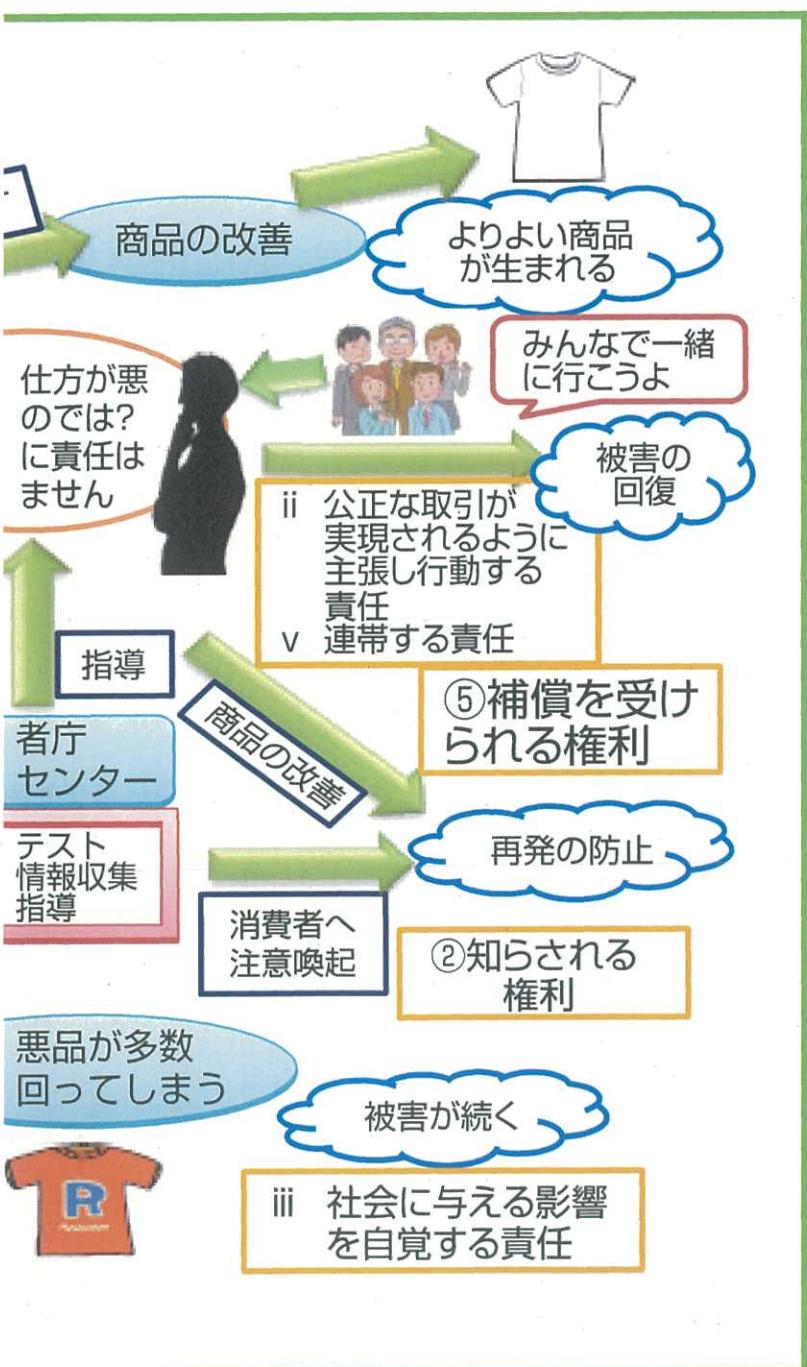


援を基本理念としたもの
ことは無効になる

度について定めたもの

… (カ)

重要消費者紛争解決のための手続き等をする機関



2. 消費者の権利と責任

〈国際消費者機構（C I）〉

……消費者団体の国際連絡組織

● 消費者の8つの権利

- ① (ケ) が確保される権利
- ② (コ) 権利
- ③ (サ) する権利
- ④ (シ) が反映される権利
- ⑤ 補償を受けられる権利
- ⑥ 生活の基本的ニーズが保障される権利
- ⑦ 消費者教育を受ける権利
- ⑧ 健全な環境で働き生活する権利

①～④は、(ス) が
1962年世界で初めて提唱した。

● 消費者の5つの責任

- i 情報に疑問や关心を持つ責任
- ii 公正な取引が実現されるように主張し行動する責任
- iii 社会に与える影響（特に弱者）を自覚する責任
- iv 環境への配慮をする責任
- v 連帯する責任

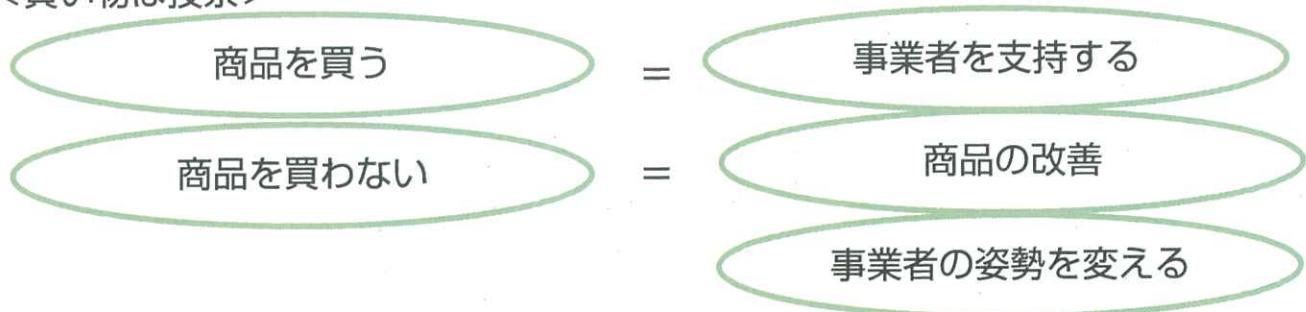
覚えておこう！

「奈良県消費生活センター」

消費者ホットライン188

IV. よりよい消費生活をめざして

3. 消費者市民社会を目指して <買い物は投票>



買い物は投票ということについて、どう考えますか？

- ア >・・・一人ひとりの消費者が、自分だけでなくまわりの人々や、未来の人々の状況、内外の社会経済状況や地球環境まで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会
- イ >・・・ 環境への影響を考え、消費行動をする人

ミニ知識：エシカル消費

倫理的消費（エシカル消費）の分類

環境への配慮

- ・グリーン購入
- ・自然エネルギー利用
- ・エコマーク付き製品
- ・有機農産物
- ・国産材使用
- ・車レンタル、シェアなど

環境に配慮したエシカル消費とは、私たちは日ごろ環境のおかげで生きているという自覚から、環境を思いやって消費することです。

環境に配慮した製品の購入はグリーン購入と呼ばれ、日本では20年以上の歴史があります。グリーン購入法や環境配慮契約法などの法律も整備されて、国等の機関はグリーン購入義務、地方自治体には努力義務があります。民間企業や消費者には一般責務があり、社会全体で取り組みが進んでいます。

社会への配慮

- ・製造や流通段階で児童労働などがなく、労働者の人権や周りの環境に配慮している製品（例：エシカルファッション）
- ・フェアトレード製品など
- ・障がい者支援になる製品を選ぶなど

社会へ配慮したエシカル消費の例としては、途上国などで児童労働や環境汚染を引き起こさずに生産された衣類を購入し着こなす、エシカルファッションなどがあります。

地域への配慮

- ・地産地消
- ・地元商店での買い物
- ・エコマーク付き製品
- ・応援消費 など

地域へ配慮したエシカル消費としては、地産地消や被災地の生産品を進んで購入する応援消費があります。2011年東日本大震災以降、応援消費が活発になっています。



☆知っていますか？「持続可能な開発目標(SDGs)」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs(「Sustainable Development Goals<持続可能な開発目標>」)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、すべての国連加盟国193カ国が合意しているものです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。地球環境の悪化を食い止め、貧困や格差の問題を解決するために、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。世界が一体となって持続可能な社会の構築へと取り組むなかで、私たち消費者も、消費生活の中で、目標達成のために行動することが求められています。

〈自己評価〉

- 今日の授業に積極的に参加できましたか。(A・B・C)
- 今日の授業内容は理解できましたか。(A・B・C)
- 消費者の責任を果たすために自分にできることを考えて書きましょう。

[]

- これまで消費生活の授業を受けて、分かったこと及びこれからの生活にどう生きかそうと思うか書きなさい。

[]

あきらめずに、相談しよう！

相談することできることで
次の被害を防ぐことができるね



1.行動しない

あきらめる

**消費者
ホットライン
188**

- 不正な取引・被害が減らない！
- 改善策がとられない
- 粗悪な商品・サービスが増える
- 悪質な事業者が取り締まられない

2.行動する！

事業者が対応しない

あきらめない

解決！

消費生活相談窓口に相談する
トラブル情報を提供する

- 自分も助かる
- 悪質業者が減る
- 同じ被害がおこらない
- 安全・安心な社会へ

相談することも
消費者市民としての
行動なんだね



相談無料・秘密厳守

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階
TEL 0742-36-0931
FAX 0742-32-2686
相談受付 午前9時～午後4時30分（月～金）
年末年始・土日・祝日を除く

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号
大和高田市市民交流センター3階
TEL 0745-22-0931
FAX 0745-22-4999
相談受付 午前9時～午後4時30分（月～金）
年末年始・土日・祝日を除く

地元の消費生活相談窓口：

TEL：

消費生活センターとは？

地方公共団体の行政機関で、全国に約850箇所設置されています。消費者と事業者との間に生じた商品やサービスの苦情などについて、消費者から相談を受け付け、専門の消費生活相談員が公正な立場で、消費者に助言などをを行い解決を支援しています。このほか、商品テストや消費生活に関する情報提供、消費者教育・啓発なども行っています。

消費者ホットライン

全国共通の電話番号から身近な
消費生活相談窓口をご案内します。

1 8 8
い や や
(局番なし)

イラスト：消費者庁イラスト集より

企画・制作

奈良県中学校 技術・家庭科研究会「身近な消費生活と環境」部会
奈良県消費生活センター
(2021年3月発行)